明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業一五）　一
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務五五）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同五六）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同五七）　六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同五八）　七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同五九）
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同六〇）
○安全通報の再送信のための安全呼出しを行う時刻及び電波を定める件の一部を改正する件（同六一）
○潮流情報を送信する無線局の運用に関する事項を定める件の一部を改正する件（同六二）
○一般海岸局の一括呼出しを行う時刻及び電波を定める件の一部を改正する件（同六三）
○無線局運用規則第百四十条の規定により、海上における航行援助情報を送信する無線局の運用に関する事項を定める件の一部を改正する件（同六四）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○経済産業省令第十五号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）の規定に基づき、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月二十七日

経済産業大臣　世耕　弘成